

緑政土木局優秀業務表彰要領

（目的）

第1条 この要領は、緑政土木局発注の測量業務及び建設コンサルタント業務において、顕著な功績を納め、かつ成績評定（以下「評定」という。）が優秀な業務を履行した企業を緑政土木局長が表彰することにより、受託企業の意欲の向上と受託業務の更なる質的向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）測量業務 緑政土木局所管の業務で、入札に係る申請区分が「測量・設計」のうち業種区分が「測量」で評定の対象である業務。ただし、緊急業務を除く。
- （2）建設コンサルタント業務 緑政土木局所管の業務で、入札に係る申請区分が「測量・設計」のうち業種区分が「建設コンサルタント」で評定の対象である業務をいう。ただし、緊急業務を除く。
- （3）単契 単価契約による業務をいう。

（表彰の対象者）

第3条 表彰の対象者は、前条第1号及び第2号に定める業務のうち前年度に完了した業務（以下「対象業務」という。）について、次の第1号に該当し、かつ、第2号に該当する者のうち、表彰の対象としてふさわしいと認める者とする。

- （1）対象業務のすべてにおいて評定が65点以上である者。
- （2）単契を除く業務について、80点以上の評定がある者。

（表彰の対象者の数）

第4条 測量業務及び建設コンサルタント業務それぞれについて、単契を除く業務で評定の高い上位三社とする。ただし、同点の者が複数あった場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、単契を除く業務で85点以上の評定がある者については、数の制限なく表彰の対象者としてすることができるものとする。

（表彰の対象業務）

第5条 第3条第1号及び第2号に該当する企業においてその表彰の対象となる業務は、次の各号に掲げる全ての業務とする。

- （1）評定が85点以上である業務のうち全部。
- （2）評定が80点以上85点未満の業務のうち、業種ごとに最高点の業務1件。ただし、最高点が同点で複数件あった場合は、この限りではない。

（表彰の欠格事項）

第6条 対象年度の初日から表彰式までの間に、名古屋市において指名停止処分を受けた者は、第3条の規定にかかわらず、表彰の対象者とししないものとする。

（表彰の内申）

第7条 表彰の内申は、技術指導課長が優秀業務表彰内申書（別紙様式）により、次条に規定する表彰審査会に対しておこなうものとする。

（表彰審査会）

第8条 表彰審査会（以下「審査会」という。）は、前条により内申のあった場合に開催するものとする。

2 審査会の構成員は、次のとおりとする。

委員長 担当部長（技術）
委員 路政部長
道路部長
河川部長
緑地部長
総務課長
技術指導課長
その他委員長が必要に応じて指名する者

3 審査会は、内申のあった表彰の対象者及び表彰の対象となる業務について、次の各号に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 第3条及び第4条の要件を満たしている者であること。
- (2) 第6条に該当する者でないこと。
- (3) その他表彰の対象としてふさわしい者であると認められること。

4 審査会は、審査経緯及び選定した表彰の対象者及び表彰の対象業務について緑政土木局長に上申するものとする。

5 審査会は、委員長及び委員（委員長が指名した者を除く。）の過半数の出席により成立する。

6 審査会の議決は、出席者の過半数により決定する。ただし可否同数のときは委員長の決するところによる。

7 審査会の庶務は、技術指導課において行う。

（表彰）

第9条 緑政土木局長は、審査会の上申を受け優秀な業務を履行した者を表彰するものとする。

（表彰の取り消し）

第10条 緑政土木局長は、表彰を受けた者が名古屋市緑政土木局測量業務委託成績評定要領第11条及び名古屋市緑政土木局地質調査、調査・計画、設計業務委託成績評定要領第11条の定めにより評定を修正した結果、第2条に定める表彰の該当要件を満たさなくなった場合は、表彰を取り消すことができるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降に表彰を行うものから施行し、平成29年度の業務に係る評価については、この要領を適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に表彰を行うものから施行し、令和6年度の業務に係る評価については、この要領を適用する。

別紙様式

年 月 日

優秀業務表彰内申書

審査委員長 様

技術指導課長

委 託 業 者	
申請業種区分	☐ 測量 ☐ 建設コンサルタント
業 務 名	
業 務 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
請 負 金 額	円
監督担当課室公所	
評 定 点	点
表 彰 の 内 申	☐ 要領第3条（1）該当 ☐ 要領第3条（2）該当
そ の 他	